

【柳井市】

端末整備・更新計画

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
① 児童生徒数（人）	1, 964	1, 871	1, 800	1, 730	1, 630
② 予備機を含む 整備上限台数（台）	2, 258	2, 151	2, 070	0	0
③ 整備台数（台） （予備機除く）	0	0	1, 800	0	0
④ ③のうち基金事業 によるもの（台）	0	0	1, 800	0	0
⑤ 累積更新率（％）	0	0	100	100	100
⑥ 予備機整備台数 （台）	0	0	270	0	0
⑦ ⑥のうち基金事業 によるもの（台）	0	0	270	0	0
⑧ 予備機整備率（％）	0	0	15	0	0

（端末の整備・更新計画の考え方）

令和 2 年度に児童・生徒用 2, 1 2 6 台、指導用 2 0 5 台を整備し、令和 3 年度から端末の使用を開始している。端末使用期間を 6 年とし、令和 8 年度に更新を行う。整備台数については、令和 8 年度の児童生徒数の 1, 8 0 0 台とし、予備機については、令和 8 年度の児童生徒数の 1. 1 5 倍が予備機整備上限となる 2 7 0 台とする。

（更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について）

○対象台数：2, 3 3 1 台

○処分方法

- ・処分業者による引き取り：2, 2 3 1 台（iPad/第 7 世代）
- ・使用済端末を各学校等で再利用：1 0 0 台（iPad/第 7 世代）
再利用する端末は全て初期化する。

○端末のデータの消去方法（※いずれかに○を付ける。）

- ・処分事業者へ委託する（○）
処分 2, 2 3 1 台については、処分事業者が行う。
- ・自治体の職員が行う（○）

再利用する予定の１００台については、ＩＣＴ支援員・教育委員会職員を中心に行う。その後、使用できなくなった端末は、データの消去も含め、小型家電リサイクル法の認定事業者にも再資源化を委託する。

○スケジュール（予定）

- ・処分事業者による引き取りについて
令和９年６月～使用端末を事業者へ引き渡し
- ・各学校等による再利用について
令和９年３月～ＩＣＴ支援員・教育委員会職員で初期化